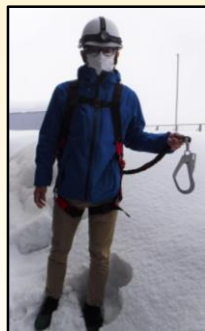


雪おろし作業費補助（令和7年度）

屋根雪おろし用の命綱固定アンカー等が設置されている住宅の所有者等が、業者等に墜落防止器具を使用しての雪おろし作業を依頼した作業費を補助します！

上限：**3.5** 万円



▼ 対象者

墜落防止器具取付設備が設置されている住宅または今年度中に設置する住宅の所有者または居住者の方

（これまでに作業費の補助金の交付を受けている方や団体等は対象外）

▼ 補助対象

業者等へ依頼する作業費が対象です。
自己や親族等で行う場合は対象になりません。

住宅所有者等が業者等に依頼し墜落防止器具を使用させて行う、屋根雪おろし作業の費用

（注）要援護世帯除排雪援助事業による雪処理券使用分は対象外

▼ 補助率・補助金額

1 シーズンあたり（千円未満切捨て）

・ 上限額 **3.5** 万円（業者等への支払いが3.5万円未満の場合は支払い額）

1 シーズン **何回実施しても合計の作業費を対象**とすることができます！

※予算の範囲内での補助となります。

▼ 申請受付期間

令和7年**9月11日（木）**～令和7年**12月26日（金）**まで
（令和7年2月27日（金）までに実績報告書を提出）

▼ 問い合わせ先

十日町市役所建設部建設課 電話：025-761-7412